

「外商出資による投資性公司に関する規定」

についての修正・変更対照表

(本文内容はご参考に供します)

2004年2月13日、中華人民共和国商務部は「外商出資企業の投資性公司設立に関する規定」(商務部2004年第2号通達)の修正を公布しました(本規定の公布日より30日後に施行)。これは多国籍企業の中国への投資の促進、国外の先進技術と管理経験の導入、投資性公司の機能の調整を更に強化するため、2003年6月10日に公布された「外商出資による投資性公司の規定」の修正であり、修正内容の対照表は以下の通りであります。

変 更 前	変 更 後
第3条第1項第1号 (1) 1 .外国投資者は資金、信用状況(中文：資信)が良好であり、投資性公司を設立・運営する経済実力を持ち、申請前1年の資本総額が4億米ドル以上あり、且つ当該出資者は中国国内にすでに外商投資企業を設立しており、その登録資本について実際に払込んだ出資額が1000万米ドルを超え、且つ <u>投資予定プロジェクト建議書の認可を三つ以上取得している。</u>	修正後 (1) 1 .外国投資者の資金、信用状況(中文：資信)が良好であり、投資性公司を設立・運営する経済実力を持ち、申請前1年の資本総額が4億米ドル以上あり、且つ当該出資者は中国国内にすでに外商出資企業を設立しており、その登録資本について実際に払込んだ出資額が1000万米ドルを超え、且つ <u>投資プロジェクトの認可を三つ以上取得している。</u>

<p>または 2 . 外国投資者の資本、信用状況が良好であり、投資性公司を設立・運営する経済実力を有し、当該投資者は中国国内ですでに <u>10 箇所以上の生産またはインフラ施設建設に従事する外商投資企業を設立しており、その登録資本の出資額が 3000 万米ドルを超えていること。</u></p>	<p>または 2 . 外国投資者の資本、信用状況が良好であり、投資性公司を設立・運営する経済実力を有し、当該投資者は中国国内ですでに <u>10 箇所以上の外商投資企業を設立しており、登録資本の出資額が 3000 万米ドルを超えていること。</u></p>
<p>第 6 条第 1 項</p> <p>投資性公司の申請は、投資者は以下の文書について設立予定の投資性公司の所在地の省、自治区、直轄市、<u>計画単列市の<u>対外経済貿易部門</u></u>の審査と同意を経た後に、商務部の審査・認可を取得しなければならない。</p>	<p>修正後</p> <p>投資性公司の申請は、投資者は以下の文書について設立予定の投資性公司の所在地の省、自治区、直轄市、<u>計画単列市の<u>商務部主管部門</u></u>の審査と同意を経た後に、商務部の審査・認可を取得しなければならない。</p>
<p>第 8 条</p> <p>投資会社の登録資本においては、それを投資して新設する外商投資企業への出資とするか、その親会社もしくは関連企業がすでに投資して設立した外商投資企業の（法により出資持分譲渡手続が完了）払込み未了の出資額についての出資もしくは増資部分についての出資とするか、または中国国内資本</p>	<p>修正後</p> <p>投資会社の登録資本においては、それを投資して新設する外商投資企業への出資とするか、その親会社もしくは関連企業がすでに投資して設立した外商投資企業の（法により出資持分譲渡手続が完了）払込み未了の出資額についての出資もしくは増資部分についての出資とするか、<u>または研究開発セン</u></p>

<p>の企業出資者から出資持分買収に用いるものとし、最低 3000 万米ドルなければならない。</p>	<p><u>ター等機構の設立への出資とするか、</u> または、<u>中国国内資本の企業出資者から出資持分買収に用いるもの（但し、投資性会社の親会社またはグループ企業がすでに払込みの出資持分を含まない）</u>とし、最低 3000 万米ドルなければならない。</p>
<p>第 10 条 (投資性会社の経営可能な業務範囲に関する規定)</p>	<p>追加第 5 号 <u>(5)親会社及び関連会社の行う対外請負業務の引受け</u></p>
<p>第 11 条第 2 号 (2)投資性会社とは、その投資者、関連企業もしくは<u>その他外国投資者が中国国内において、すでに投資して設立した企業の出資持分の全部または一部を買い取り、これにより、投資性会社において換算された外国投資者の投資を単独、または他の外国投資者の投資額と合算して、すでに設立された当該企業の登録資本の 25%以上を占めるようになった企業である。</u></p>	<p>修正後 (2)投資性会社とは、その投資者、関連企業もしくは<u>その他外国投資者及び中国国内投資者が、すでに投資して設立した企業の出資持分の全部または一部を買い取り、これにより、投資性会社において換算された外国投資者の投資を単独、または他の外国投資者の投資額と合算して、すでに設立された当該企業の登録資本の 25%以上を占めるようになった企業である。</u></p>
<p>第 12 条 <u>中国人民銀行の認可を経て、投資性</u></p>	<p>修正後 <u>中国人民銀行監督管理委員会の認可</u></p>

<p>会社はそれが投資して設立した企業に対し、財務上の支援を提供することができる。</p>	<p>を経て、投資性会社はそれが投資して設立した企業に対し、財務上の支援を提供することができる。</p>
<p>第 14 条</p> <p>投資性会社の設立後、法に基づいて経営され、法律違反の記録が無く、定款の規定と期限の通りに登録資本を払込まれ、投資者が実際に払込んだ登録資本額が 3000 万米ドルを下回らず、<u>且つ、その投資先企業の投資にすでに用</u> <u>いれている場合において、投資性会社</u>は所在地の省、自治区、直轄市、または計画単列市の<u>対外経済貿易部門</u>の審査、同意を経た後、商務部に申請を提出し、認可されたときには、中国で行う経営活動の実際の必要により、さらに下記の業務を行うことができる。</p> <p>(1)投資先企業の書面による委任（董事会の全会一致により決議されること）を受け、下記の業務を展開する。</p> <p>1．国内外の市場で、仕入れ販売（中文：「<u>経銷</u>」）方式により、その投資先企業の生産する製品の販売</p> <p>2．その投資先企業のために、運輸、</p>	<p>修正後</p> <p>投資性会社の設立後、法に基づいて経営され、法律違反の記録が無く、定款の規定と期限の通りに登録資本を払込まれ、投資者が実際に払込んだ登録資本額が 3000 万米ドルを下回らず、<u>且つ、本規定第 8 条に定める用途に用い</u> <u>られている場合において、投資性会社</u>は所在地の省、自治区、直轄市、または計画単列市の<u>商務部主管部門</u>の審査、同意を経た後、商務部に申請を提出し、認可されたときには、中国で行う経営活動の実際の必要により、さらに下記の業務を行うことができる。</p> <p>(1)投資先企業の書面による委任（董事会の全会一致により決議されること）を受け、下記の業務を展開する。</p> <p>1．国内外の市場で、仕入れ販売（中文：「<u>経銷</u>」）方式により、その投資先企業の生産する製品の販売</p> <p>2．その投資先企業のために、運輸、</p>

<p>倉庫保管等の総合サービスの提供</p> <p>(2)代理、仕入販売または輸出買付機構設立の方式により、輸出割当、輸出許可証管理に関わらない国内商品を輸出する。</p> <p>(3)投資先企業の生産する製品を購入し、システム・インテグレーションを行った後に国内外で販売する。投資先企業の生産する製品がシステム・インテグレーションの必要性を完全に満たすことができない場合には、投資性会社がシステム・インテグレーションにおける構成製品を国内外から購入することを認める。但し、購入するシステム・インテグレーション構成製品の価値は、システム・インテグレーションに必要な全製品の価値の50%を超えないものとする。</p> <p>(4)投資先企業の製品の国内の販売業者・代理業者及び投資性会社またはその親会社と技術譲渡合意を締結している国内の会社・企業のために、関連する技術養成・訓練を提供する。</p>	<p>倉庫保管等の総合サービスの提供</p> <p>(2)国家の関連規定に基づき、代理、仕入販売または輸出買付機構設立（内部機構を含む）方式により、国内製品の輸出は、関連規定に従い輸出税の還付手続を行うことができる。</p> <p>(3)投資先企業の生産する製品を購入し、システム・インテグレーションを行った後に国内外で販売する。投資先企業の生産する製品がシステム・インテグレーションの必要性を完全に満たすことができない場合には、投資性会社がシステム・インテグレーションにおける構成製品を国内外から購入することを認める。但し、購入するシステム・インテグレーション構成製品の価値は、システム・インテグレーションに必要な全製品の価値の50%を超えないものとする。</p> <p>(4)投資先企業の製品の国内の販売業者・代理業者及び投資性会社またはその親会社もしくは関連会社と技術譲渡合意を締結している国内の会社・企業のために、関連する技術養成・訓練を</p>
--	---

<p>(5)投資先企業の生産開始前、またはその投資先企業の新製品の生産開始前において、製品の市場開発を行うために、投資性会社が<u>その親会社から投資先企業が生産する製品と同一または類似の非輸入割当管理製品を少量輸入して国内において試験販売することを認める。</u></p> <p>(6)投資先企業のために、機器及び事務設備にかかるオペレーティング・リース・サービスを提供する。</p> <p>(7)親会社が生産する製品のためのアフターサービスを提供する。</p> <p>(8)国家の関連規定に基づき、対外国工事請負経営権を有する中国企業の国外工事の請負に参加する。</p>	<p>提供する。</p> <p>(5)投資先企業の生産開始前、またはその投資先企業の新製品の生産開始前において、製品の市場開発を行うために、投資性会社が<u>その親会社からの輸入により、その投資先企業が生産する製品と関連する親会社の製品を国内にて試験販売することを認める。</u></p> <p>(6)投資先企業のために、機器及び事務設備にかかるオペレーティング・リース・サービスを提供し、または<u>法に基づきオペレーティング・リース会社の設立を認める。</u></p> <p>(7)親会社が生産する製品のためのアフターサービスを提供する。</p> <p>(8)国家の関連規定に基づき、対外国工事請負経営権を有する中国企業の国外工事の請負に参加する。</p>
<p>「規定」第 15 条</p> <p><u>投資性会社がシステム・インテグレーション構成製品を輸入し、または試</u></p>	<p>修正後</p> <p><u>投資性会社は第 14 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、国家の関連規定に</u></p>

<p><u>験販売製品を輸入する際は、関連規定に基づき手続きをしなければならず、</u> <u>且つ、投資性会社の登録資本金中の外貨現金出資、外貨利益または国外外貨借入資金を使用しなければならない。</u> <u>上述の輸入金額は毎年累計し、</u> <u>公司登録資本金中の外貨現金出資の35%を越えてはならない。</u> <u>当年度の輸入金額が</u> <u>公司の登録資本金中の外貨現金出資の35%以下の剰余部分については、翌年度に繰越して使用することはできない。</u></p>	<p><u>従い製品輸入の手続きを行う。</u> <u>上述の輸入金額は毎年累計し、</u> <u>公司の払込まれた登録資本額を超えてはならない。</u></p>
<p>「規定」第16条 (投資性会社が本規定第14条所定の業務の経営を申請する場合には、商務部に下記の文書を提出しなければならない。)</p>	<p>追加第6号 <u>(6)商務部が要求するその他の文書</u></p>
	<p>追加第21条 <u>条件を満たした投資性会社は多国籍企業地域本部(以下「地域本部」という)に認定を申請することができ、法に基づき変更手続きを行う。</u> <u>(1)投資性会社の申請は、認定を受ける地域本部の以下の条件に符合しなけれ</u></p>

	<p><u>ばならない。</u></p> <p><u>1．払込んだ登録資本が 1 億米ドルを下回らない。または払込んだ登録資本が 5000 万米ドルを下回らず、申請前 1 年の資産総額が 30 億元人民幣を下回らず、且つ、利益総額が 1 億元人民幣を下回らないこと（連結財務諸表所定による算出）。</u></p> <p><u>2．本規定第 8 条の規定に符合する。</u></p> <p><u>3．関連規定に基づき、二つ以上の研究開発機関（そのうち少なくとも 1 つが法人格を有する）をすでに設立している。</u></p> <p><u>(2)認定を受ける地域本部の投資性会社は、中国で行う経営活動の実際の必要性に応じて、以下の業務を行うことができる。</u></p> <p><u>1．本規定第 10 条、第 14 条に所定される業務</u></p> <p><u>2．輸入並びに多国籍企業の生産する製品の国内販売</u></p> <p><u>3．投資先企業、多国籍企業の輸入品の補修サービスのために、必要で補助的な原材料、部品及びパーツの</u></p>
--	--

	<p>提供</p> <p>4 . 国内外企業の対外的なサービス請負業務を引き受ける。</p> <p>5 . 関連規定に基づく物流・配送業務</p> <p>6 . 中国銀行業監督管理委員会の認可を経た後、財務性公司を設立したことにより、投資性公司及びその投資先企業に対し、財務に関連するサービスを提供する。</p> <p>7 . 商務部の認可を経た後、国外工事の請負及び国外への投資に従事し、融資リース公司を設立し関連するサービスを提供する。</p> <p>8 . 認可を経たその他の業務</p> <p>(3)申請順序</p> <p>1 . 投資性公司は所在地の省、自治区、直轄市及び計画単列市の商務主管部門に申請を提出し、初歩の認可を経た後、商務部の最終認可を受けなければならない。</p> <p>2 . 商務部は全ての申請文書が受理された日より 30 日以内に認可を下し、認定を受ける地域本部の企業に</p>
--	---

	<p><u>については、外商投資企業の認可証書を取り替える（「地域本部」の文言を明記する）。</u></p> <p><u>3．投資性公司是認可証書を基にして30日以内に工商行政管理部門に登録変更手続きを行う。</u></p> <p><u>(4)申請書類</u></p> <p><u>1．投資性公司の法定代表者が署名した申請書</u></p> <p><u>2．投資性公司及びその多国籍企業の董事会決議</u></p> <p><u>3．修正後の投資性公司の定款／契約</u></p> <p><u>4．投資性公司の認可証書（コピー）、営業許可証（コピー）及び中国登録の会計師の発行する驗資報告</u></p> <p><u>5．投資先企業全ての認可証書（コピー）及び営業許可証（コピー）</u></p> <p><u>6．中国に登録の会計師の発行する出資した企業の驗資報告</u></p> <p><u>7．中国に登録の会計師の監査による投資性公司の主要な財務諸表</u></p> <p><u>8．商務部が要求されるその他の文書</u></p>
--	--

	<p><u>上述の文書はコピーと明記されたもの以外はオリジナル文書が必要となる。</u></p> <p><u>本条における多国籍企業とは、投資性会社を設立する外国出資者が所属する会社の親会社を指す。</u></p>
--	---